

知って
おきましょう

整骨院・接骨院へのかかり方

整骨院や接骨院（柔道整復師）は医療機関ではありません。したがって、「各種保険取扱い」とあっても、健康保険で施術を受けられるのは、次のような場合に限られています。

“急性・亜急性のけが” 一骨折、脱臼、打撲および捻挫等（肉ばなれを含む）の場合

※骨折及び脱臼については、応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

※病院ですでに治療している場合は、重複して保険でかかることはできませんのでご注意ください。

★健康保険でかかる際の注意

本来は立て替え払いによる療養費が原則ですが、柔道整復については「受領委任」といって、医療機関を受診する場合と同様に患者が自己負担分を窓口で支払い、柔道整復師が残りの費用を保険者に請求することができます。受領委任の場合、柔道整復師が患者に代わって保険請求を行いますので、施術後、「療養費支給申請書」に患者が自筆で被保険者名等を記入する必要があります。

- 申請書の内容をよく確認してから、やむを得ない場合を除き、患者自身が記入しましょう。
- 施術内容が記載されていない申請書には記入しないでください。

「整骨院・接骨院等通院状況回答書」への回答にご協力をお願いします

負傷原因調査のため、「整骨院・接骨院等通院状況回答書」を該当する方にお送りしていますが、これはアンケートではなく、整骨院・接骨院等での施術内容に関する調査です。必ずご自身による回答をお願いいたします（おお客様の場合は親御さんでもかまいません）。整骨院・接骨院等に回答していただくも

ではありませんので、ご注意願います。

これは、整骨院・接骨院等から当健保組合に請求される内容が保険適用の基準を満たしているかどうかを確認するためのものです。IBM 健保組合では厚生労働省の指導のもと、内容を確認させていただいています。

★整骨院・接骨院等で施術を受けたら、必ず領収証をもらって保管しておきましょう。あとで回答書に記入する際の参考になります。



保健スタッフだより



年に一度の健診を習慣づけましょう

自己負担なし

社員健診を実施している

東京・箱崎の「健康増進センター」（健診機関コード：2001）で「家族・任意継続・特例退職被保険者向け健康診断」も実施しています。

健康増進センターの特長

- 当施設は、全国の契約健診機関の中で、受診者数4年連続No.1の施設です。
- 落ち着いて検査を受けられるような設計で、フロアに余裕のある環境となっております。
- 完全予約制のため、お待たせすることがなく気持ちよく検査が受けられるようにさまざまな配慮を行っております。
- 鼻からの胃カメラ（経鼻内視鏡検査）を実施しています（口からでも可能です）。
- 経験豊富な医師、スタッフが対応いたします。

●お申し込みはお早目に

IBM健保組合ホームページの「家族健診申し込み」からWebでお申し込みが可能です。

(URL: <https://phrf.mrso.jp/>) ※ FAX、郵送、電話でも受け付けております。

【問い合わせ先】 家族健診ヘルプデスク ☎ 03-3808-1707

(電話受付時間：9：00～17：00 土日祝日及び休業日を除く)

★ 編集後記 ★

夏季休暇はどのように過ごされましたでしょうか？ まだの方も、これからぜひ計画的にお取りになり、年度後半に向けて心身ともにリフレッシュしてください。「知っておきたい！ とびっくすPlus」の中でもお知らせしていますが、任意継続・特例退職被保険者のみなさまにこの秋、マイナンバー収集の願いをお送りしますので、ご協力をお願いいたします。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで